

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川局長 仲道 貴士
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 ミーティングテーブル外購入
- 2 納入場所 福岡県久留米市東町42-21 久留米ビジネススクエア 6F
- 3 納 期 契約締結の翌日から30日間
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、「物品製造等」の認定を受けていること。
- 3 見積書等
 - 1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 電子メール又はFAXによる。(※4)に記載されたアドレス及び番号)
なお、電子メール又はFAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 **令和8年11月10日 12:00** まで
 - 4)提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川局
電子メール nyukei_chikugo@water.go.jp FAX 0942-37-8386
 - 5)担当部署 総務課
 - 6)質問書 **令和8年11月2日 16:00** まで
提出期限 ※質問の回答については、原則として提出期限の翌営業日12:00までにHPに掲載します。
 - 7)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は **令和8年11月10日 15:00** までとします。
 - 8)その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 その他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

メール送信先 nyukei_chikugo@water.go.jp

FAX 送信先 0942-37-8386

担当部署：独立行政法人水資源機構 筑後川局 総務課あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

筑後川局長 仲道 貴士 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年10月27日に交付された「ミーティングテーブル外購入」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例）
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例） ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組 が契約の相手方となる。

例） ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業 が契約の相手方となる。

仕 様 書

I. 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川局（以下「機構」といいます。）が発注する「ミーティングテーブル外購入」に適用します。

II. 購入の範囲

本購入の範囲は、物品の搬入、組立及び設置までとなります。

III. 購入品等 購入品一覧表のとおり（別紙）

IV. 納 期 契約締結の翌日から30日間 ※ 納期前の納入も可能です。

V. 納入場所

福岡県久留米市東町42-21 久留米ビジネススクエア 6F

独立行政法人水資源機構 筑後川局

電話 0942-34-7001 ※ エレベーター有り

VI. 納入検査等

1. 受注者は、購入品を納入しようとするときは、あらかじめその予定期日等を機構の担当者に連絡しなければなりません。
2. 受注者は、納入後、直ちに納品書を機構に提出しなければなりません。
納入検査は、納品書を受領した日を含め14日以内に受注者の立ち会いのうえ実施します。
この場合において、受注者が納入検査に立ち会わないときは、機構は、受注者の立ち会わないまま当該検査を実施します。
3. 前項の検査の結果、機構が不合格と認めたときは、受注者は、納期内又は発注者の指定した期間内にその不合格品を取り替えて再検査を受けなければなりません。ただし、このために契約金額を増額し、又は納期を変更することはできません。

VII. 所有権の移転等

1. 購入品の所有権は、納入検査の合格をもって機構に移転することとし、所有権の移転前に生じた購入品の滅失毀損は、すべて受注者の負担となります。ただし、機構の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。
2. 所有権の移転までに要する運賃その他一切の経費は、特に定める場合を除き、すべて受注

者の負担となります。

VIII. 代金の支払い方法

購入代金は、適正な請求書を受領した日から30日以内に指定された銀行へ振り込みにて支払います。ただし、支払いは納入検査が完了していることが前提となります。

IX. その他

1. 納入にあたり、搬入・搬出経路及び納入場所を毀損した場合は受注者の負担となります。
2. 本仕様書等に定めのない又は疑義が生じた事項は、機構と受注者が相談して解決します。

以 上

1. 購入品一覧表

No.	品 名	規 格	単位	数量	備 考
1	ミーティングテーブル NISHIKI URT-B-1575-WN	W1500×D750×H720mm／天板カラー:ウォールナット／脚部カラー:ブラック	台	3	同等品
2	パーティション付きチェア aico LC-1512BP (F25) SM	W1500×D610×H1200・SH420mm／張地カラー:セサミ	脚	5	同等品
3	キャビネット (FAXボード) GART 商品名:COLK コルク 50 FAXボード	幅50×奥行44.5×高さ85cm／素材:強化紙、アルダー材	台	1	同等品
4	傘立て 山崎実業 商品名:引っ掛けアンブレラスタンドタワー	約幅25×奥行15×高さ105cm／ブラック	個	2	同等品
	以下余白				

※本購入に配送料等が必要な場合は見積書に計上してください。

※本購入に配送料のほか、組立料や設置料が必要な場合は、見積価格に含めてください。

※備考欄に「同等品」と記載された購入品は、同等の能力があれば他社の製品でも納品が可能です。ただし、同等品規格の確認を行うため、質問書において当該製品の能力が分かる資料を提出してください。